

1 件名

令和2年7月豪雨被災地域復興に向けた九州域内情報発信事業

2 委託の趣旨（目的）

令和2年7月豪雨により日田市、由布市、九重町及び玖珠町では、屋形船の流失や、線路の断線、道路の損壊などの甚大な被害を受け、復旧・復興には相当の期間を要することが見込まれている。

については、福岡県を中心に九州域内に向けて、マスメディアを活用したテレビ番組等を制作し、当該地域の魅力的な情報を発信することにより、被災地域への誘客を図ることとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 4市町（日田市、由布市、九重町及び玖珠町）の観光情報、グルメ情報、復興情報及び映像コンテンツを制作すること。

なお、映像コンテンツの制作にあたっては、4市町によって組織された「ひた・玖珠・九重・ゆふ観光対策会議実行委員会」が定めるエリアコンセプト「空と緑に包まれる小さな町へ～ユフココスヒタ～」を踏まえた内容とすること。

(2) 制作した番組は、福岡県内での地上波放送及び九州域内での地上波放送での放映を必須とするが可能な限り様々なメディアにより情報発信を行うこと。

(3) 放送を行うメディアの種類・時期・回数・時間については観光誘致において効果的に訴求できるものとする。ただし、下記項目は最低限満たすこととする。なおテレビ放送枠の確保など、必要な手続きは、受託者が行うこと。

- ・福岡情報番組最低2番組以上
- ・形式：取材
- ・尺5分以上

(4) 報告書の提出

以下について紙媒体及び電子データにて提出すること。

- ①業務完了報告書（任意様式）
- ②制作したPR番組及び映像コンテンツデータ

(5) 企画提案にあたっての注意点

①おんせん県おおいたならではの企画

コロナ禍の中で、生活、文化、地域を改めて見直す動きが起こり始めている。今回提案される企画案に接することで、改めて「大分の素敵を知る旅、感じる旅」に人々をいざなうことができるように、4市町の魅力を十分に理解したうえで、4市町ならではの特色ある提案であること。

②新しいチャレンジ

他の媒体の活用など、提案者が考える、より高い効果の期待できる仕掛けや工夫があれば、積極的に提案すること。

5 成果物の著作権等

本業務により得られた成果物の著作権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属する。ただし、ツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

6 実施体制

- (1)専任の担当者を配置し、ツーリズムおおいたとの打合せ等に参加させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、ツーリズムおおいたから派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (2)企画提案等の内容について、ツーリズムおおいたと委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。

7 その他の条件

契約締結後、本業務の執行計画を明確かつ詳細に作成・提示すること。